平成２３年（フ）第４８０号
京都市中京区聚楽廻西町188番地４
債務者　川合　　太
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５４７号
京都市右京区梅津罫原町52番地35
債務者　林野　幸久
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５４８号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地１向島市営住宅５－４棟214号
債務者　藤井　忠雄
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５５９号
京都市南区唐橋赤金町60番地の１　グランシティ京都Ｉ番館210号
債務者　鳥養　英雄
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６６２号
京都市右京区嵯峨広沢南下馬野町１番地９セントラルヴィレッジ202号室
債務者　今泉　育子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２１号
京都府京丹後市峰山町千歳26番地の４
債務者　椿原ミチヨ
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第２９６号
堺市北区金岡町2188―10、住民票上の住所堺市堺区向陵中町１丁１番17号　ホテルアンブレイン内
債務者　中西永実子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３１１号
大阪府柏原市平野２丁目９番８―310号
債務者　平石　充生
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３８６号
堺市南区晴美台３丁２番11―112号
債務者　山川　幹弘
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４１６号
堺市西区鳳中町９丁６番地６
債務者　岡嶋　俊一
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４１７号
堺市西区鳳中町９丁６番地６
債務者　岡嶋　和子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５３０号
堺市北区新金岡町４丁４番８―105号
債務者　北薗　祐人
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６０４号
堺市北区東浅香山町１丁122番地
債務者　山口留美子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６１８号
大阪府羽曳野市野192番地の14
債務者　石田ちなみ
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
北海道登別市登別東町５丁目27番地２
債務者　蝦名　秀子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２４２号
新潟市北区早通南１丁目５番３号　グラン・ヴィア203号
債務者　小林　　裕
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９８号
大阪府岸和田市北町２番21号
債務者　横田　清美
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係